

## 牛頸公民館多目的広場使用規程

### （目的）

第1条 この規程は、牛頸公民館多目的広場（以下「広場」という。）の管理運用に関し、必要な事項を定める。

### （名称及び位置）

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称         | 位置           |
|------------|--------------|
| 牛頸公民館多目的広場 | 大野城市牛頸1352番2 |

### （使用期間）

第3条 広場の使用期間は、雨天時を除く全期間とする。ただし、公民館長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

### （使用時間）

第4条 広場の使用時間は、9時から18時30分まで、かつ日没までとする。  
ただし、公民館長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

### （使用の制限）

第5条 公民館長は、次の各号の一に該当する場合は、使用を不許可または許可を取消することができる。

- （1） 広場の運用に支障があるとき
- （2） 公の秩序の乱し、風俗を害する恐れがあると認められるとき
- （3） 広場内の土地又は付属設備を破損し、または滅失する恐れがあるとき
- （4） 営利目的で使用するとき
- （5） 政治及び宗教を目的とするとき

(専用使用申請)

第6条 広場を専用使用(広場の大部分を1つの団体等のみで専用して使用することをいう。)しようとする者(以下「専用者」という。)は、専用使用許可申請書(様式第1号)を公民館長に提出し許可を受けなければならない。

- 2 前項の専用使用許可申請書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、広場の使用に支障がないと公民館長が認める場合は、専用使用する日に申請することができる。
  - (1) 牛頸区が専用使用する場合 専用使用する日の12ヶ月前から前日まで
  - (2) 牛頸公民館運営協議会で活動している部会が専用使用する場合 専用使用する日の6ヶ月前から前日まで
  - (3) 牛頸区内の団体等が専用使用する場合 専用使用する日の3ヶ月前から前日まで
  - (4) 牛頸区外の団体等が専用使用する場合 専用使用する日の2ヶ月前から前日まで
- 3 公民館長は、広場の専用使用を許可したときは、専用使用許可申請書の写しに専用使用許可証を押印し、専用者に交付するものとする。

(定期専用使用の制限)

第7条 広場の専用使用は引き続き3日を超えないこととし、定期専用使用(一定の期間内において、曜日等を定めて定期的に専用使用することをいう。)については、これを認めない。ただし、公民館長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(目的外専用使用の禁止)

第8条 専用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用者の心得)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の使用者に迷惑をかけないこと。
- (2) 広場内の土地又は広場付属設備を損壊してはならない。
- (3) ごみ、その他の汚物を捨ててはならない。
- (4) 広場の使用を終えたときは、これを原状に復すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から公民館長が行う指示又は

指導に従うこと。

2 団体で使用する時の代表者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災、盗難、人身事故その他の事故防止に努めること。
- (2) 広場を使用する者に前項各号に規定する事項を守らせること。
- (3) 前項各号の規定の実施のために行った指導等に従わない者に対して、必要な措置をとること。

(損壊の届出)

第10条 使用者は、広場の使用中に広場内の土地又は広場付属設備を損壊したときは、直ちに公民館長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損壊の賠償等)

第11条 使用者は、その責めに帰すべき事由により広場内の土地又は広場付属設備を損壊したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、公民館長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、公民館長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成31年4月7日から施行する。